

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
外 科	心臓機能障害 呼吸器機能障害	須 江 秀 一	東伯郡三朝町大字山田六 九〇 国立三朝温泉病院
小児科	心臓機能障害 呼吸器機能障害	奈良井 栄	倉吉市東昭和町一五〇 鳥取県立厚生病院
整形外科	肢体不自由	岩 田 芳 之	鳥取市幸町八三 鳥取市立病院
小児科	肢体不自由 心臓機能障害 呼吸器機能障害	大 谷 恭 一	鳥取市江津七三〇 鳥取県立中央病院

鳥取県告示第四百六十五号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

指定番号	種 別	図 書 類		発行記号等	表示された発行人所名
		題 号	類 号		
2997	雑誌その他 の刊行物	うねうねコロンクダー わたしおあずけはイヤ	J C - コ J	テリス出版	
2998	"	ミラクルOMANX ニユー cream	N C - 6 - H	テリス出版	
2999	"	OTOME情報	O J - 5 - H	キャロル出版	

3000	"	少女白書 淫部の掌	S H - 6 - H	筒コスモグラフィ
3001	"	JESICA 春のイブ・ジュシカ	J C - コ 3	筒コスモグラフィ
3002	"	Dorime	D M - 5 - H	筒コスモグラフィ
3003	"	春の音	J D - チ 1	筒コスモグラフィ
3004	"	転校生	T S - 5 H	新世紀社
3005	"	愛爛漫	J C - コ G	Do企画
3006	"	いじる愛して 優しく愛して	J C - コ H	Do企画
3007	"	能指刺激 パボンナ	J D - チ A	Do企画
3008	"	舞踏会	J C - X B	Do企画
3009	"	Milkey	M K - 5 - H	Do企画
3010	"	MESSAGE	M E - 5 - H	Do企画
3011	"	BED-MATE	B M - 5 H	MATE社
3012	"	VIDEPAL 11月号	雑誌コ フ 1 7 6 2 7 - 1 1	東京三世社株式会社
3013	"	メロン通信 12月号増刊 ザ・裏天国 Vol.4	雑誌コ フ 1 8 6 0 4 - 1 2	コナルト社
3014	"	オレソジ通信 12月増刊号 VIDEO ACTIVE Vol.2	雑誌 0 2 1 9 0 - 1 2 / 1 5	株式会社東京三世社
3015	"	COSMOS通信 1月号	雑誌 1 3 9 6 3 - 1	考友社出版株式会社

3016	"	シネマロード 1月号	雑誌 0435 5-1	株式会社サン出版
3017	"	ビデオ・エックス 2月号	雑誌 0762 1-2	株式会社登倉出版
3018	"	あこがれ女高生B組 5月号	雑誌 1766 5-5	考友社出版株式会社
3019	"	美少女CLUB 5月号	雑誌 0763 5-5	株式会社サン出版
3020	"	マスケット Note 5月号	雑誌 0834 5-5	株式会社大洋書房
3021	"	オレソジ通信 5月号	雑誌 0211 8-9	株式会社東京三世
3022	"	ビデオラッシュ 5月号	雑誌 1333 7-9	株式会社浪速書房
3023	"	キヤムズ通信 5月号	雑誌 1288 05-5	株式会社日本出版
3024	"	MADONNAHOUSE 5月号	雑誌 0835 7-5	若生出版株式会社

鳥取県告示第四百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり米川土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十三年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

理事 国 尾 茂 米子市西福原一三五九一

昭和六十三年四月六日就任 任期昭和六十四年一月二十日まで

鳥取県告示第四百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、国府土地改良区の定款の変更を昭和六十三年四月十四日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百六十八号

丹比土地改良区が行う土地改良事業に係る用呂・細見地区細見地区細見工区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年四月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

八東町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
大原千町土地改良区	団体営農道整備事業福原地区農道整備	昭和六十二年十二月二十五日

鳥取県告示第四百七十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字江波字山茅谷一〇八一の九・一〇八一の一〇（以上

二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百七十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡大栄町大字由良宿字西浜一九五四の五〇から一九五四の五二まで、大字妻波字大西浜一三八〇の一八〇から一三八〇の一八四まで

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第四百七十二号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡大栄町大字妻波字大西浜一三八〇の一七四

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第四百七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、倉吉都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和六十三年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画道路三・三・一号倉吉羽合線及び三・五・八号新倉吉線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 三・三・一号 倉吉羽合線

変更する部分

倉吉市見日町、清谷字賀部田並びに大塚字辻畑及び字燕子池

2 三・五・八号 新倉吉線

変更する部分

倉吉市見日町

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第四百七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和六十三年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画公園五・六・二号 弓ヶ浜公園

二 都市計画の変更に係る土地の区域

追加する部分

米子市両三柳字治平通左右、字忠次郎道西、字深池尻中通外、字深池尻、字深池尻ノ一、字深池及び字三保向ヒ、河崎字大水路沖、夜見町字砂濱、字砂濱一、字砂濱二、字砂濱三、字砂濱四及び字砂濱五、富益町字新開壹、字新開貳、字新開参、字新開四、字新開五、字新開六、字新開七、字新開八、字新開九、字新開拾、字新開拾壹、字新開拾貳及び字新開拾参、和田町字浜田灘東、字二割屋敷東、字上灘屋敷東、字灘屋敷東、字中屋敷東、字下灘屋敷東、字上松中東、字上大灘東北、字東灘北及び字御崎川尻北並びに大篠津町字上跡落、字東、字東ノ二、字安田、字戒及び字高場地内

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第四百七十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和六十三年四月十三日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和六十三年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長 (メートル)
鳥取市東町二丁目三二〇 鳥取港港務管理者 鳥取県知事 西尾 邑 次	鳥取市港町二一及び 一三一―二	幅員 八・〇〇―二五・〇〇 延長 三、二二三

公 告

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定に基づき、第17回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

昭和63年4月19日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験科目及び試験時間

試 験 科 目	試 験 時 間
ア 岩石の採取に関する法令（環境保全関係法令を含む。） イ 岩石の採取に関する技術的な事項	2時間30分

2 試験の日時及び場所

- (1) 試験の日時 昭和63年6月7日（火）午前10時から
- (2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県職員会館第2会議室及び第3会議室

3 受験の手続

次の書類を最寄りの土木事務所へ提出のこと。

- (1) 受験願書
- (2) 履歴書

受験願書及び履歴書は、土木事務所に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

- (3) 写真

手札型とし、出願前6箇月以内に撮影した正面、上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの

4 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 5,400円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄にはり付けること。

5 受験願書の提出期間

昭和63年5月2日（月）から同月21日（土）まで

6 その他

- (1) 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。
- (2) 受験についての詳細は、土木事務所に問い合わせること。